

## 都留市制 70 周年記念冠称取扱要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、市制 70 周年記念冠称の使用について、必要な事項を定めるものとする。

### (冠称の種類)

第 2 条 市制施行 70 周年記念冠称(以下「冠称」という。)の種類は、次のとおりとする。

- (1) 都留市制 70 周年
- (2) 都留市制 70 周年記念

### (対象事業)

第 3 条 冠称の使用の対象となる事業は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 公益的な性格を有し、かつ、団体の存在及び基礎が明確で、事業遂行能力が十分あると認められるものが主催する事業であること。
- (2) 令和 7 年 3 月 31 日までに実施する事業であること。
- (3) 市民生活の向上に寄与する事業であること。
- (4) 都留市への愛着や誇りの醸成に寄与する事業であること。
- (5) 事業の規模、効果が広い範囲にわたる事業であること。
- (6) 収益を主たる目的とする事業ではないこと。
- (7) 特定の宗教活動又は政治活動を内容とする事業ではないこと。

### (使用申請)

第 4 条 冠称を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ都留市制 70 周年記念冠称使用申請書(様式第 1 号)に必要な書類を添付して都留市制祭協賛会長(以下「会長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

2 申請を受け付ける期間は、令和 6 年 4 月 1 日から同 12 月 28 日までとする。

### (使用承認)

第 5 条 会長は、前条第 1 項の申請があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは市制 70 周年記念冠称使用承認通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(承認取消)

第 6 条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する承認を取り消すことができる。

- (1) 冠称使用の条件又は都留市制祭協賛会の指示に従わなかったとき。
- (2) 申請した目的以外の事由に使用したとき。
- (3) 事業を中止したとき。
- (4) 申請、実施等に不正があったとき。
- (5) その他市が不相当と認めたとき。

(補則)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、冠称の使用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 3 月 11 日から施行し、令和 7 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

都留市制祭協賛会長 日向美徳様

申請者 住 所  
団体名  
代表者

### 都留市制 70 周年記念冠称使用申請書

都留市制 70 周年記念冠称取扱要領第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり冠称を使用したいので、関係書類を添えて申請します。

#### 記

1. 冠称の使用対象事業名称及び目的
2. 事業の主催者
3. 事業の期間及び場所
4. 使用する冠称 (いずれかに○)

	都留市制 70 周年
	都留市制 70 周年記念

#### 添付書類

- 1 主催者の存在、事業運営の基礎を明らかにする書類
- 2 役員その他事業関係者の住所あるいは身分等を明らかにする書類
- 3 事業の目的及びその計画を明らかにする書類(予算書を含む。)

以上

様式第2号(第5条関係)

第 号  
令和 年 月 日

様

都留市制祭協賛会長 日向美徳

都留市制70周年記念冠称使用承認通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました都留市制70周年記念冠称の使用につきましては、下記のとおり承認いたします。

記

1. 冠称の使用対象事業名
2. 使用する冠称
3. 冠称使用期間
4. 条件
  - (1) 申請後に事業計画を変更した場合は、直ちに届け出ること。
  - (2) 経費は、全て主催者が負担すること。
  - (3) 事業終了後は、すみやかに事業の概要報告書を提出すること。

以上